# 可児市農業委員会第5回農業委員会総会議事録

開催日時 | 平成29年5月9日(火)午後1時30分から2時45分

開催場所 可児市役所 5階全員協議会室

出席委員

奥村 武司、生田 信昭、吉田 正則、 奥村 信隆、 可児 隆彦、 續木 明彦、 山田 照男、 菱川 幸夫、 杉本 隆久、 井藤 平榮、 堀井 省治、 大澤 正幸、 小池一二三、 渡邉 千春、 可児すみ子、 勝野 英俊、 可児 勉、 仙石 廣男

事 務 局

事務局長 渡辺 達也

課 長 堀部 建樹、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴

議 案

- 第 25 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対 する許可について
- 第 26 号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について
- 第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について
- 第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見に ついて
- 第 29 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対 する決定について
- 第 30 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計 画案に対する意見について

議長

平成29年第5回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の欠席委員はなしで、只今の出席委員は18名と定足数に達しておりますので、これより平成29年第5回可児市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました、議案のとおりとなっております。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、17番可児勉委員、19番仙石廣男委員の両名を指名します。

議長

日程第 2、議案第 25 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第25号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権の移転2件、使用貸借1件、合計3件の申請があります。

受付番号1の案件は、譲渡人の二野の方と、譲受人の二野の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、二野字六助段、地目は、畑で、面積は合計 152 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地 区域外の農地です。

譲受人は、申請地の近隣で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画する となっています。譲受後の耕作面積は5,993 m²となります。

受付番号2の案件は、譲渡人の和歌山県田辺市の方と、譲受人の谷迫間の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、谷迫間字中田外 6 筆、地目は、畑で、面積は合計 1,108 ㎡、農振区域外の農地です。

譲受人は、申請地に近接して農地を所有しており、当該地を取得することで、農業規模の拡張を計画するとなっています。

なお、関連案件として、3条申請受付番号3が同時提出されており、取得後の耕作面積は3,169 ㎡となります。

受付番号3の案件は、譲渡人の谷迫間の方と、譲受人の谷迫間の方との間における使用貸借権の設定の許可を求めるものです。

土地の概要は、谷迫間字松葉、地目は、田で、面積は700 ㎡、農振区域内の農用地です。 譲受人は、申請地に近接して農地を所有しており、当該地を取得することで、農業規模 の拡張を計画するとなっています。

なお、関連案件のとして、3条申請受付番号2が同時提出されており、耕作面積は3,169 m²となります。

受付番号1の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべて を満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありましたが、現地確認委員から、 発言をお願いします。1番二野お願いします。

奥村(武)委員

受付番号1について1番奥村が報告します。

南側に工場が建つということで、もともと荒地でした。問題ないと思います。

議長

小 池 委 員 受付番

ご苦労さまでした。2番3番谷迫間お願いします。 受付番号2、3について13番小池が報告します。

受付番号2ですが、近隣農地を取得して経営規模の拡大を図るということですが、現地 調査したところ経営農地として収穫を上げるというのは難しいのではないかと感じまし たが、誓約書でも所定の収穫を得るよう一生懸命耕作しますと誓約が出されておりますの で頑張っていただきたいと思います。

続きまして3番は綺麗に耕作されている土地です。申請人に使用貸借で貸すということで問題ないと思います。

議 長

ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、 ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第2議案第25号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権 移転申請に対する許可について」は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は原案のとおり許可することに決しました。

事

務

局

議 長 日程第3、議案第26号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する 意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第26号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は3件の申請があります。

受付番号1の案件は、申請人の茨城県那珂市の方外1名が、貸駐車場の敷地とするため 転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見六丁目、地目は、畑で、面積は 439 ㎡、農振区域外の農用地区域外の農地で、申請地の北側は道路、東側は駐車場、西側は駐車場、南側は宅地となっており、許可後 1 年までの計画としての申請です。

転用事由としまして、貸駐車場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号2の案件は、申請人の中恵土の方が、一般個人住宅を建築するため転用許可を 求めるものです。

土地の概要は、中恵土字助太郎の一部、地目は、畑で、面積は 70 ㎡、申請地の東側は申請人の畑、西側は申請人の宅地、南側は畑、北側は申請人の宅地となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としまして、一般個人住宅を建築するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに住宅地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、農振区域内の農用地区域外の農地で宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地となっていることから、第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は市排水路、 上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号3の案件は、申請人の土田の方が、一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字宿外1筆、地目は、畑で、面積は合計 647 ㎡です。第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側と南側は申請人の宅地、北側は宅地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としまして、一般個人住宅を建築するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに住宅地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面の道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることは

ないと思われます。

周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処 し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員の、発言を お願いします。1番広見お願いします。

可児(隆)委員

受付番号1について5番可児が報告します。

申請人が貸駐車場として整備するということです。問題ないと思います。

議長

ご苦労さまでした。2番中恵土お願いします。

山田委員

受付番号2について7番山田が報告します。

排水は市の排水路へ、農業用水への影響はないと思います。

既に農機具小屋と道があり、始末書が添付されています。

議 長 堀 井 委 員

ご苦労さまでした。3番土田お願いします。

受付番号3について11番堀井が報告します。

一般個人住宅を建築するという申請です。始末書が添付されております。

雨水排水は道路側溝へ、上水道は南側の道路から、下水道は公共下水道となります。問題ないと思います。

議 長

ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、 ご質問等はございませんか。

## 【意見なしの声多数あり】

議 長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第3、議案第26号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する 意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

## 【異議なしの声多数あり】

議長

ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長

日程第 4、議案第 27 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第27号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地 転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転 11件の申請があります。

受付番号1の案件は、譲渡人の中恵土の方と、譲受人の広見の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字新屋敷の一部、地目は畑、地積は、201 ㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と南側は譲渡人の畑、西側は宅地、北側は道路沿いの水路敷となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が、一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、可児工業高校まで390m、キッズクリニックありすまで490mとなっていることから、第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路の埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号2の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の下恵土の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字宮元、地目は畑、地積は、492 ㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は宅地と畑、南側は道路、北側は宅地と道路となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、農振区域内の農用地区域外の農地で宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地となっていることから、第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は自然浸透、 上下水道は前面道路から整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっている ことから特に支障になることはないと思われます。

受付番号3の案件は、譲渡人の石森の方と、譲受人の羽生ケ丘の方との間における売買による所有権移転で、譲受人が貸事務所を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、石森字桜木、地目は田、地積は、1,239 ㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の西側と南側は道路、北側と東側は田となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸事務所を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所広見東連絡所を中心として半径 700m以内の区域で、 宅地面積が 40%を超えることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側 溝に、上下水道は前面道路から整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっ ていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号4の案件は、譲渡人の大森の方と、譲受人の美濃加茂市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字大畑、地目は畑、地積は、504 ㎡、農振区域内の農用地区域外の 農地で、申請地の北側は宅地、西側は山林、南側は畑、東側は道路となっており、許可後 平成29年10月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路の側溝に放流、上下水道は前面道路 の整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障にな ることはないと思われます。

受付番号5の案件は、譲渡人の美濃加茂市の方と、譲受人の下切の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が貸資材置場として利用するため転用許可を求めるもの

です。

土地の概要は、下切字宮之前外1筆、地目は畑、地積は355 ㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の北東側は道路沿いの水路、北側は宅地、西側は山林、南側は境内地となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が貸資材置場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号6の案件は、譲渡人の矢戸の方と、譲受人の矢戸の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が米穀店への私有道路の拡幅、整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、塩字寺井、地目は畑、地積は、29 ㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、南側は譲渡人の畑、西側と北側は宅地となっており、許可後1ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、米穀店への私有道路として拡幅、整備するとの計画であります。 農地転用許可区分は、住宅や事業施設が連たんとなっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号7の案件は、譲渡人の矢戸の方と、譲受人の今の法人の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が建設業資材置場への私有道路を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、矢戸字下之洞、地目は畑、地積は、121 ㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の北側と西側は譲受人が一体利用する資材置場、東側は畑、南側は道路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲渡人の農地を私有道路として整備することで、譲受人が隣接 する建設業資材置場と一体利用をするとの計画であります。

農地転用許可区分は、春里小学校まで 160m、市役所支所春里連絡所まで 520mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号8の案件は、譲渡人の美濃加茂市の方と、譲受人の東京都の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が分譲住宅2棟を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字下切外1筆、地目は畑と田、地積は、合計417 ㎡、農振地域外の 農用地区域外の農地で、申請地の北側は道路、西側と東側は宅地、南側は用悪水路となっており、許可後6ケ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が分譲住宅2棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農

地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号9の案件は、譲渡人の奈良県生駒郡平群町の方と、譲受人の広見の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が分譲住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字愛宕外1筆、地目は畑、地積は、432 ㎡、第1種住居地域内の 農地で、申請地の北側と東側は道路、西側は畑と宅地、南側は宅地となっており、許可後 6 ケ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が2棟の分譲住宅を建築するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに住宅地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 10 の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の下恵土の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字中島、地目は畑、地積は、611 ㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は畑と宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は一体利用する宅地となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、北側の土地と一体利用して一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は自然浸透と 前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなし となっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 11 の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の東京都新宿区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が分譲住宅 3 棟を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字高嶋外1筆、地目は畑、地積は合計で、567 ㎡、農振区域内の 農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、南側は田と畑、北側と西側は水路、となっ ており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、分譲住宅3棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、 発言をお願います。1番2番中恵土お願いします。

山田委員

受付番号1、2について7番山田が報告します。

1番ですが、雨水排水は道路側溝へ、農業用水への影響はありません。

引き続き2番ですが、雨水排水は自然浸透、枡経由して北側の道路側溝へ、農業用水への影響はありません。

議 長

ご苦労さまでした。3番石森お願いします。

渡邉委員

受付番号3について14番渡邉が報告します。

周りは、東側と北側は田、西側と南側は水路と道路で、隣地同意書もあります。雨水排水は道路側溝、上下水道には既存の埋設管に接続、農業用水の影響はありません。

問題ないと思います。

議 長

ご苦労さまでした。4番大森お願いします。

續木委員

受付番号4について6番續木が報告します。

一般個人住宅の建築のため、売買による所有権移転です。上下水道は前面道路の整備済 みの埋設管に接続、農業用水への影響もなく問題ないと思います。

議 長

ご苦労さまでした。5番下切お願いします。

小池委員

受付番号5について13番小池が報告します。

貸資材置場を整備するという申請です。問題ないと思います。

議 長

ご苦労さまでした。6番塩お願いします。

生田委員

受付番号6について2番生田が報告します。

売買による所有権移転で、私有道路の拡幅、整備するという申請です。

問題ないと思います。

引き続き、7番について報告します。

建設業資材置場への私有道路を整備するという申請です。田んぼとか農業用水への影響 はありません。問題ないと思います。

議長

ご苦労さまでした。8番土田お願いします。

井藤委員

受付番号8について10番井藤が報告します。

宅地に囲まれた農地で、農地への影響は見受けられません。雨水排水は前面道路側溝、 上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続ということで、問題ないと思います。

議長

ご苦労さまでした。9番から11番下恵土お願いします。 受付番号9、10について17番可児が報告します。

可児(勉)委員

分譲住宅を建築するという申請です。先ほど事務局から説明がありましたが、許可を受けずに住宅地として利用しており、始末書が添付されています。畑でしたので、農業用水への影響はありません。

続きまして 10 番ですが、一般個人住宅を建築するという申請です。一般基準判定は全 てクリアされております。

議 長

続きまして 11 番ですが、分譲住宅を建築するという申請です。農地としては行き止まりで収穫できるようなところではなかったようです。問題ないと思います。

議 長

ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、 ご質問はございませんか。

# 【意見なしの声多数あり】

議 長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第4、議案第27号 「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、 ご異議ございませんか。

# 【異議なしの声多数あり】

議 長

異議ないものと認め、本案件は原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長

日程第5、議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請 に対する意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第28号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、 説明させていただきます。今回は1件の申請です。

受付番号1の案件は、当初計画者は、4条許可を得て貸駐車場として転用したが、地目変更を行わないまま現在に至っている。承継者は、整体治療院駐車場として整備する計画に変更することについて承認を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字柿添、地目は畑、地積は、合計 199 ㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は一体利用する宅地、北側は畑となっており、許可後3ケ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、当初計画者は、4条許可後に一般個人住宅を建築する予定であったが、許可後まもなく亡くなったため建築を断念した。承継者は、申請地の南側にある整体治療院と一体利用して駐車場として整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありましたが、地元の委員からの発言をお願いします。1番下恵土お願いします。

可児(勉)委員

受付番号1について17番可児が報告します。

先ほど、事務局から詳しく説明があったとおりです。問題ないと思います。

議 長

ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、 ご質問等はございませんか。

# 【意見なしの声多数あり】

議 長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第5、議案第28号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請 に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。

#### 【異議なしの声多数あり】

議 長

ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長

日程第6、議案第29号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画に対する決定について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第29号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権の設定内容は、使用貸借 32 件、66,005 ㎡、賃貸借 1 件、1,567 ㎡地目は田、合計 67,572 ㎡の集積となります。

受付番号1から32は、借人が同じですのでまとめて説明します。

貸人の今の方外31名と借人の岐阜市薮田南の法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、今字北屋敷外 53 筆、地目は田と畑、面積は合計 66,005 ㎡、新規設定 32 件で、平成 39 年までの 10 年間、利用集積を図るものです。

受付番号33は、賃貸人の下恵土の方と賃借人の下恵土の方との間で賃貸借権の設定です。

土地の概要は、下恵土字高田、地目は田、面積は 1,567 ㎡、新規設定 1 件で、平成 30 年までの 1 年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご 意見、ご質問はございませんか。

## 【意見なしの声多数あり】

議長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第6、議案第29号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

#### 【異議なしの声多数あり】

ご異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛 てに報告します。

議長

日程第7、議案第30号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題とします。それでは、事務局の説明 をお願いします。

事 務 局

議案第30号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見についての内容を説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、市長から協議があった農 用地利用配分計画案に対する当委員会の意見を求めるものです。

農用地利用配分計画案の内容については、議案第29号において、農業経営基盤強化促

進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対して決定され、権利設定された 土地について、大森に事務所がある農業生産法人に使用貸借権の設定により利用配分する 計画案となっています。

土地の概要は、今字池下外 51 筆、地目は田、面積は合計 65,459 ㎡、新規設定 52 筆で、 平成 29 年 6 月 28 日から平成 39 年 6 月 27 日までの 10 年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

# 【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

長

議

議

日程第7、議案第30号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について」に対する意見は、なしとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

# 【異議なしの声多数あり】

長 ご異議がないものと認めます。よって、本案件の意見はなしと決定し、市長宛てに報告 します。

## <その他>

# 協議 • 報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について 届出者7名

田 14 筆 面積 9,028 ㎡ 畑 11 筆 面積 4,685 ㎡ 合計 25 筆 面積 13,713 ㎡

- 2. 平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 3. 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 4. 可児市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の募集について
- 5. 農地法第5条違反について
- 6. 今後の日程

現地確認 5月31日(水)

6月総会 6月5日(月)午後1時30分から